

職場等の就労支援に関する現状

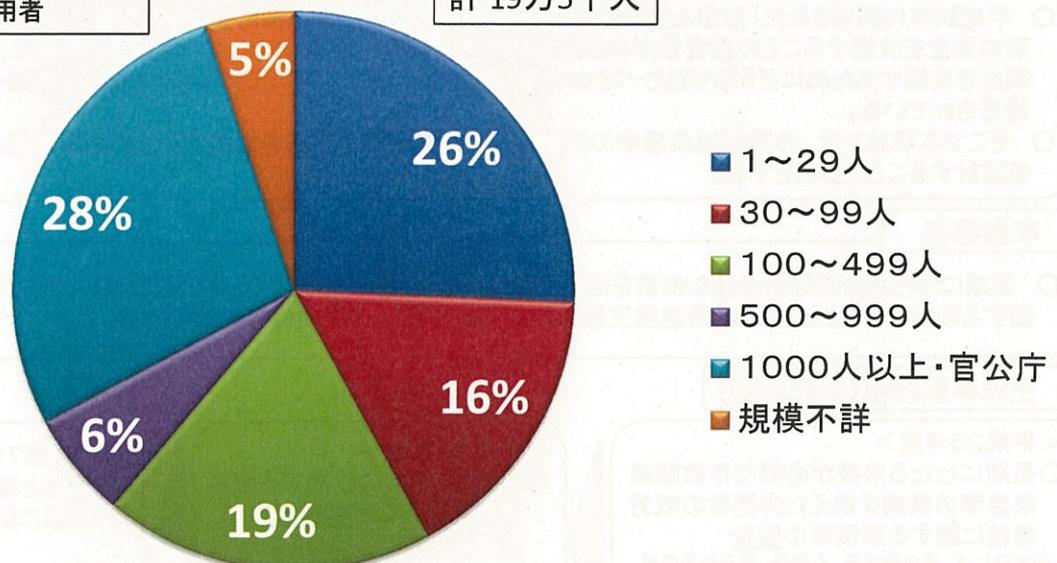
1

がん患者が働く職場の企業規模

がん患者はあらゆる規模の企業で働いている

悪性新生物の治療で通院する
15歳以上の被雇用者

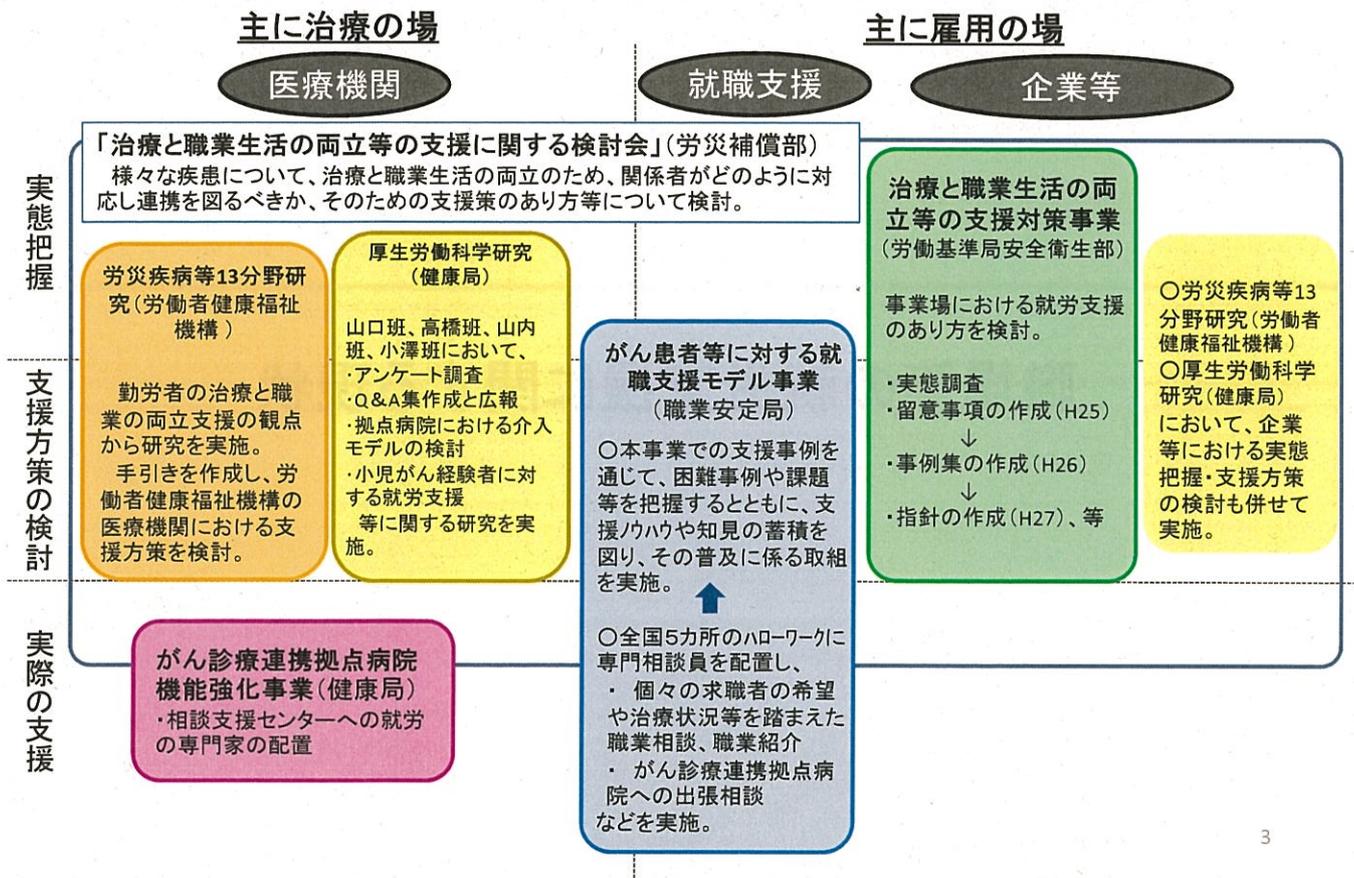
計 19万5千人



※ 被雇用者には正規の従業員、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員等を含み、自営業主、家族従業者、会社・団体等の役員等は含まない。

資料：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計した²もの

がん患者への主な就労支援対策 (これまでの対策の全体像)



治療と職業生活の両立等の支援対策事業(平成25年度～)

労働基準局安全衛生部
労働衛生課

- ### 1 趣旨・目的
- 疾病を患った後も、治療を継続しながら就労しなければならない労働者が増えているが、そのような労働者に対する適切な健康管理による職場復帰支援は、労働者の福祉の向上はもとより、事業者や社会にとっても、労働損失を避け、労働生産性を上げるための重要な対策となっている。
 - また、疾病を持つ労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分なことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職、継続就労することが困難な場合があり、事業場における作業関連疾患をもつ労働者の職場環境整備や就労支援の整備が必要となっている。
 - 平成24年に開催された「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」の報告書においても、治療と職業生活の両立を支援することの重要性が指摘され、今後、行政の取り組みとして、企業等に対して、治療と職業生活の両立を支援するためにどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ることが提言されている。
 - そこで本事業では、作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者が就労を継続するための事業場における支援対策を検討することを目的とする。

- ### 2 事業概要
- 長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例を収集し、就労継続支援のあり方に関する検討を行うとともに、就労継続支援の指針等を作成し、広く関係者に周知する。

- ### 3 主な事業内容(委託内容)
- <平成25年度>

 - 長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例等の調査
 - ※対象には、脳血管疾患、心疾患、筋骨格系疾患、職業性がん、ストレス性疾患等を含む。
 - 労働者の就労継続支援に関する留意事項の作成・周知

<平成26年度>

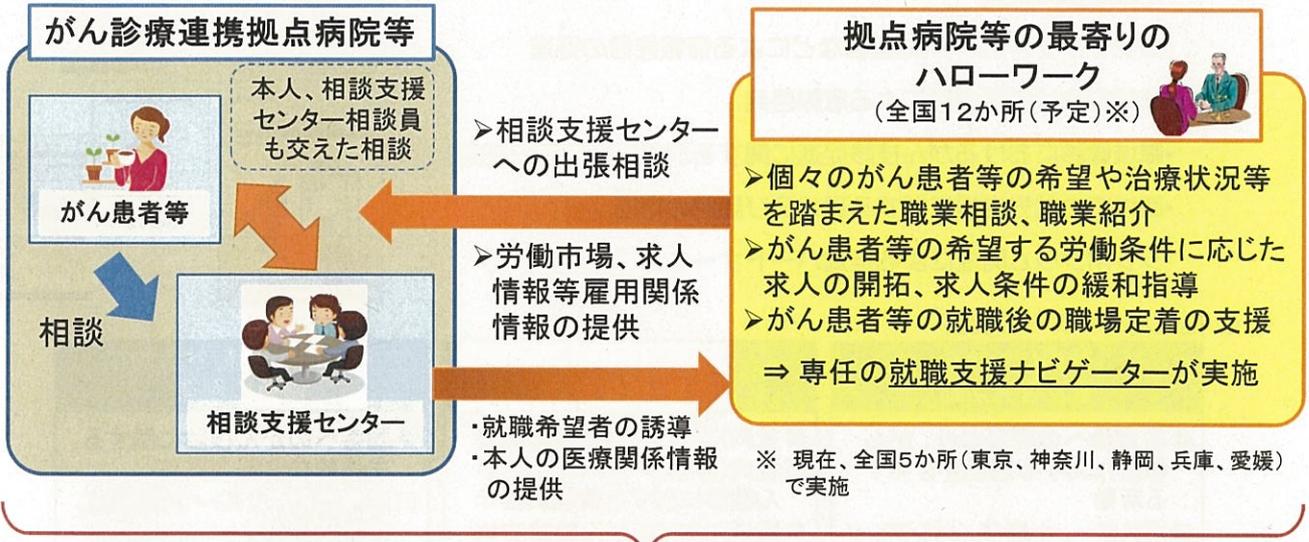
 - 平成25年度に作成する留意事項を活用した事例集の作成
 - 事例集の周知(研修会の開催等)

<平成27年度>

 - 治療と職業生活の両立支援対策に関する指針の作成
 - 治療と職業生活の両立支援対策に関する指針の普及(研修会開催)

平成26年度予定額 66百万円(25年度予算額27百万円)

- 25年度から、ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を実施。
- 26年度は、がん患者等の就職支援を更に推進するため、モデル事業の実施箇所数を拡充(全国5か所→12か所(予定))するとともに、その支援ノウハウや知見の蓄積、普及に係る取組を実施。



就職支援に関するノウハウ・知見の蓄積や普及(経験交流会の実施や事例集の作成)

がん患者の治療と就労の両立支援に関する労働者健康福祉機構の研究

支援の特徴 **コーディネーターががん患者の治療と就労の両立を支援(離職させない)**

I 平成21年から平成24年までの面接アンケート調査・研究などで分かったこと

実態調査対象:産業界・主治医・企業・患者
N=産:73 主:221 企:219 患:562

- 産業界から主治医への就労相談4割弱に対し、主治医からの情報提供は1割未満
- 8割の企業が、がん患者雇用を柔軟に対応していない。6割の企業に相談窓口がない。

産業界と主治医が情報を共有するツールが必要←支援が必要
事業所に情報提供は必要と認めるが相談を、できない患者が多い←支援が必要

前向き研究(N=100)
手術後半年と1年後の追跡調査研究

- 診断・告知・手術後1年の離職率
- 乳がん 10.1%
- 大腸がん 22.1%
- 肝がん 34.1%

乳がんでみる離職者の意欲の低下
離職者の働く意欲(UWES)、労働能力(WAI)に低い傾向がある

まとめ 患者、事業所と情報を提供する仲介・調整役が必要

【離職させない事が重要】

- 患者に正しい知識(病状、社会保障制度)を説明し、心理的負担、経済的負担を軽減する。
- 事業主に治療計画と復職時期を伝え、がんは治ることを説明し理解、協力を求める。

II 試行的介入(平成25年研究)

コーディネーター(MSW認定看護師)による患者の復職に介入
EBMとNBMIは対立するものではなく補完するものである。

対象:70歳以下の労働者、乳がん、大腸がん、肝がん

第1ステップ
患者に支援内容を説明し理解を求め同意を得る。

第2ステップ
手術後又は化学療法開始から治療計画等医療情報のほか、復職計画情報等を患者や事業所へ伝える

第3ステップ
復職後も経過観察・フォローアップ

【復職支援(介入)】のまとめ
N=17症例 14人が復職(乳がん4、大腸11、肝2)

- 平均年齢53.6歳
- 正規7、非正規9、自営1
- 対罹患前の収入 変化なし6 減収9 不明2

支援の手引書

III 考察

復職の障壁は医学的要因のほか、心理的、経済的、社会的要因もあることが明らかになった。そして、患者はその現状を事業所に理解を得たいが、自らは躊躇い、事業所もまた情報は得たいがその術が患者(労働者)の意思に委ねられ、仲介する者が必要と思われる。

IV 今後の取組

- ①がんに罹患しても働けるということを患者や事業所に説明し理解を得る。
- ②コーディネーターが治療計画と復職計画を患者や事業所と情報共有し、障壁を交通整理して仲介・調整する。
- ③事例収集と同時に手引書をブラッシュアップする。

- 事務局：民間委託 (<http://www.gankenshin50.go.jp>)
- 推進パートナー企業：1, 236社・団体（平成26年2月末現在）
- 事業内容
 - ・企業連携の推進
 - ・コンテンツ作成、Web運営などによる情報発信の推進
 - ・事業者向け説明会等による意識啓発
 - ・職域健診におけるがん検診促進に関する現状及び課題の把握
 - ・職域での就労支援に関する現状及び課題の把握
 - ・シンポジウム開催による推進パートナーとの認識共有 等

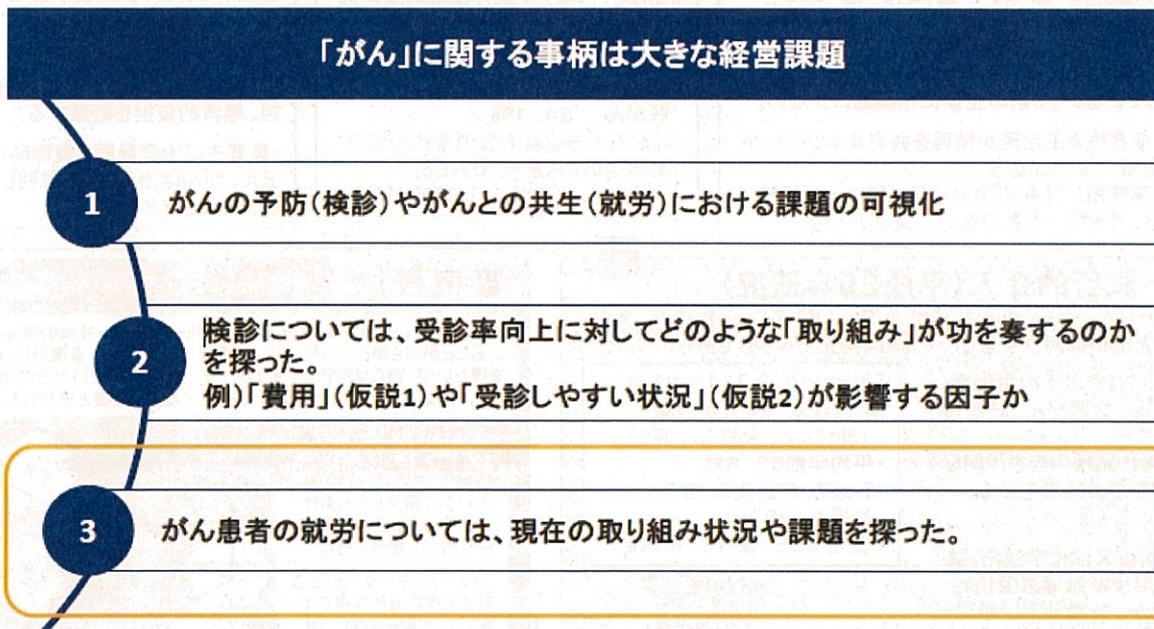


○ 推進パートナーの役割

社内における普及啓発活動	社内における活動・情報発信	事業的な価値/社会的な価値の創造
<ul style="list-style-type: none"> ■ 従業員への呼びかけ、がん検診に対する意識を啓発する活動 ■ ポスター、小冊子、パンフレット等、啓発ツールの配付 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社内における勉強会の開催 ■ 社内報やホームページでがん検診に対する情報の提示 ■ 職域におけるがん検診実施状況の把握と報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 顧客へのがん検診に関する主体的な情報の提供 ■ 企業方針、グループ方針としての打ち出し ■ ステークホルダーに対してのがん検診の大切さの啓発

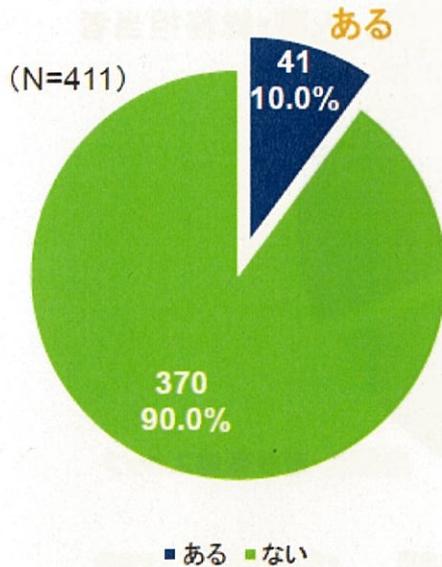
アンケートは下記の考え方をベースとして実施した

アンケートの目的と流れ



がん患者の就労支援についての取組みを 実施しているのは全体の10%であった

就労支援についての取組み

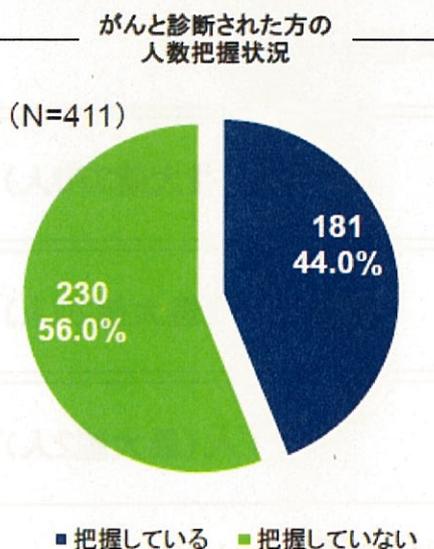


【取組みの例】

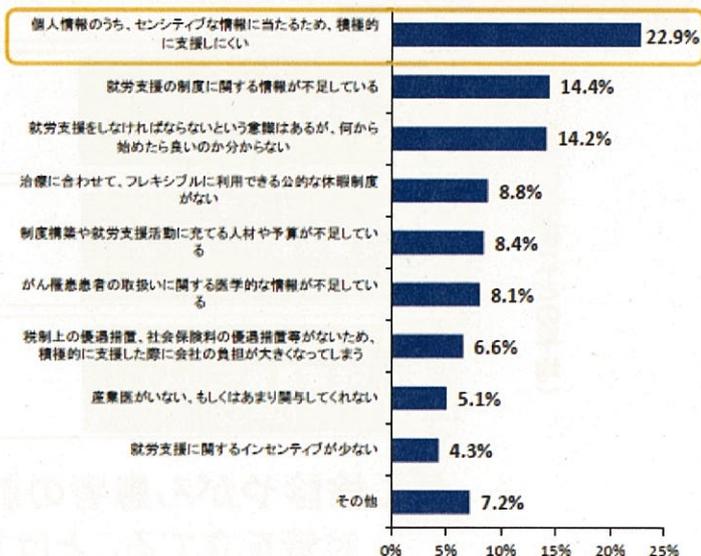
- 就業場所・時間の変更
 - 「身体に負担のかからない現場への異動」
 - 「残業の免除」
 - 「治療のための時短勤務制度」
 - 「受診日は有給扱い」
- 治療についてのサポート
 - 「産業医との面談が可能」
 - 「保健センター所属の医師が紹介状を発行し、再検査や治療のため医療機関を案内」
 - 「セカンドオピニオンを希望した場合の専門医等紹介」
- 復帰に際しての支援
 - 「産業医・保健師、人事、職場を交えての復帰後の注意点の共通理解とフォロー」
 - 「職場復帰までの教育支援や心理的サポート」
- がん保険(民間)
 - 「福利厚生の一環としてがん保険に加入」

※本年度調査で回答が得られた企業・団体計411社を対象としてカウントしたもの

がんと診断された方の人数を把握している企業・団体は44%。 就労支援における課題は「個人情報のうち、センシティブな情報 にあたるため積極的に支援しにくい」が最多



参考: 就労支援における課題

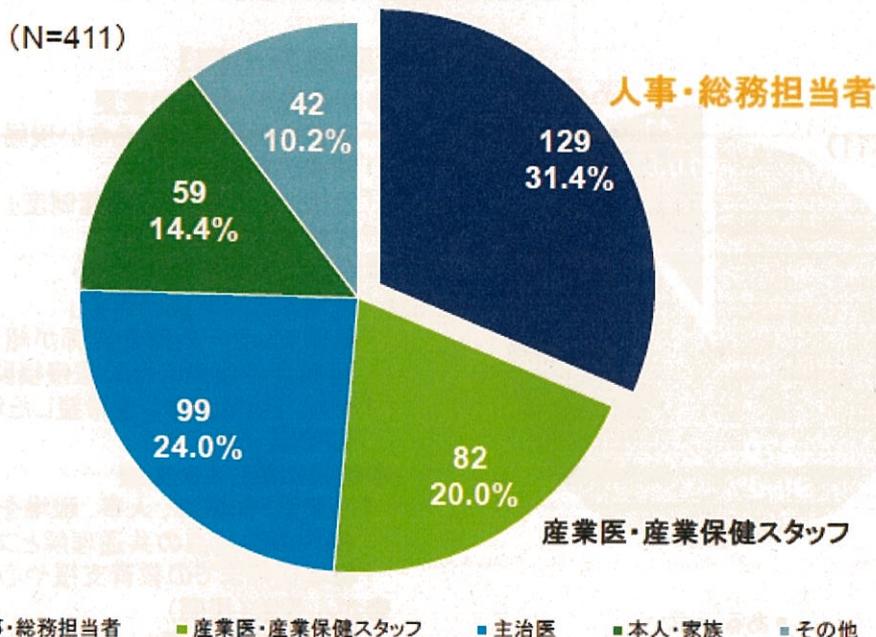


※本年度調査で回答が得られた企業・団体計411社を対象としてカウントしたもの

※該当する項目を複数回答

就労の可否や復職時期などの判断者は企業側 (人事・総務担当者、産業医・産業保健スタッフ)が51.4%であった

就労の可否や復職時期などの判断者



※本年度調査で回答が得られた企業・団体計411社を対象としてカウントしたものと

「がん」に関する事柄は大きな経営課題

回答企業における
がんと診断された社員数の平均

回答のあった全企業 N=181	8.0人(最大値370人)
大企業 (従業員数300人~) N=79	17.3人(最大値370人)
中企業 (従業員数20~300人) N=69	1.0人(最大値26人)
小企業 (従業員数~20人) N=32	0.1人(最大値2人)

(企業規模ごとの平均)

がん検診やがん患者の就労支援について
対策を立てることは重要である。

ファミリー・フレンドリー企業表彰について

1. 法を上回る基準の**育児・介護休業制度**を規定しており、かつ、実際に利用されていること

- ・分割取得できる育児休業制度
- ・通算93日を超える介護休業制度
- ・年5日を超える子どもの看護休暇制度 等

2. **仕事と家庭のバランス**に配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際に利用されていること

- ・育児や介護のための短時間勤務制度
- ・フレックスタイム制 等

3. **仕事と家庭の両立**を可能にするその他の制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること

- ・事業所内託児施設
- ・育児・介護サービス利用料の援助措置 等

4. **仕事と家庭との両立**がしやすい企業文化をもっていること

- ・育児・介護休業制度等の利用がしやすい雰囲気であること。
- ・特に、男性労働者も利用しやすい雰囲気であること
- ・両立について、経営トップ、管理職の理解があること 等